

北九州市安全・安心条例第3次行動計画【令和7～11年度】(体系図)

【凡例】●…重点的に取り組む施策・事業

○…継続して取り組む施策・事業

資料6

※新規は下線

令和11年度までの目標

目指す姿

- (1) 日本トップクラスの安全なまち
- (2) 誰もが安心を実感できるまち

目標値

- ① 刑法犯認知件数を4,500件以下・政令市ベスト5にする。
- ② 防犯パトロール活動への参加者(市民、事業者、大学生などの参加)を92,000人以上にする。
- ③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合を90%以上にする。

条例の目的

方向性・取り組みの方針

主な施策

主な事業

「安全・安心なまちづくり」を次世代に継承するまち」を実現し、

I 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

- (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成
- 交通安全の推進
- 暴力団の排除の推進
- 迷惑行為の防止の推進
- 消費生活等に関する安全・安心の推進
- 自転車盗・万引き行為防止対策の推進

- 子どもと女性の「防犯力アップ」事業 ○市場・商店街等の防火対策の推進
- 新たな防犯活動の推進 ●学生安全・安心ボランティア活動の推進
- 交通安全推進事業 ●高齢運転者の交通安全対策 ○自転車交通安全の啓発推進
- 元暴力団員の社会復帰対策推進事業 ●若者の犯罪行為への加担防止啓発事業
- 民間事業者による啓発活動 ●客引き行為等の適正化に関する条例推進事業
- 消費者啓発の推進 ●詐欺被害・犯罪加担行為防止の取組
- 自転車盗・万引き行為防止のための啓発活動 など

II 安全・安心な環境の構築

- (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)
- (2) 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

- 地域活動の推進
- 地域の防災力の強化
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 性暴力を根絶するための取組の推進
- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 空き家及び空き地の適正管理
- 風水害対策の推進
- 公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

- 地域防犯対策事業 ○生活安全パトロール隊支援事業
- みんな de Bousai まちづくり推進事業
- スクールヘルパーの配置
- 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など
- 性暴力被害者等に対する総合相談窓口の設置 ●性暴力根絶等に関する教育活動
- 防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進 ○道路照明のLED化
- 通学路の安全対策の強化 ●通学路防犯灯の充実 ●不審者の学校侵入対策
- 空き家対策事業
- アンダーパスの事故防止対策 ○居住誘導促進事業 ○盛土の安全対策
- 上下水道の地震等対策推進事業 など

III 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

- (1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援
- (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

- 非行等からの立ち直り支援の推進
- 犯罪をした者の立ち直り支援
- 安全・安心相談窓口の充実
- 犯罪被害者等の支援体制の充実
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

- 協力雇用主と連携した就労支援 ○非行防止活動の推進 ○不登校対策の充実
- 触法障害者支援事業 ○セーフティネット住宅の登録の促進 など
- 安全・安心総合相談ダイヤル事業
- 犯罪被害者等支援事業
- 防災拠点の整備 ○あんしん通報システム など

IV 安全・安心な都市イメージの発信

- (1) 安全・安心に関する情報の提供
- (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

- 安全・安心に関する情報の提供
- 都市のイメージアップに資する情報の発信
- 北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

- 災害に関する情報の提供 ○犯罪発生状況の情報提供 など
- 都市イメージの向上 ○情報発信・取材協力事業
- 北九州市安全・安心条例普及・啓発事業 など

特に配慮する対象

子どもの安全対策

女性の安全対策

高齢者の安全対策

障害のある人の安全対策